

令和5年第6回（2023年第6回）
八街市農業委員会総会

令和5年6月5日
八街市農業委員会

令和5年第6回（2023年第6回）農業委員会総会

令和5年6月5日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所議場に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 山本重文 | 5. 古市正繁 | 9. 長野猛志 |
| 2. 佐伯みつ子 | 6. 円城寺伸夫 | 10. 貫井正美 |
| 3. 中村勝行 | 7. 藤崎 忠 | 11. 岩品要助 |
| 4. 今関富士子 | 8. 山本元一 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 繁田順一 | 7. 望月浩樹 | 14. 鶴澤良一 |
| 2. 糸久邦夫 | 8. 山本和秀 | 15. 高橋 猛 |
| 3. 井口智昭 | 9. 小山哲章 | 16. 中村宏之 |
| 4. 保谷研一 | 11. 小川正夫 | |
| 5. 浅羽宏明 | 12. 實川彰一 | |
| 6. 師岡重良 | 13. 板倉 功 | |

2. 欠席者

<農地利用最適化推進委員>

17. 寺嶋邦夫
18. 石井一男

3. 事務局

事務局長	小川正一	副主幹	齋藤康博
副主幹	及川透	主査	市原ふみよ

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の承認について（農地中間管理事業）
議案第6号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施
状況の公表について

5. その他

○小川事務局長

開会を宣す。(午後3時32分)

○岩品会長

令和5年第6回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員多数の出席をいただき、ありがとうございます。

今農業委員会は24期なんですけども、24期の農業委員会も、あとひと月余りで終わりになります。今回の農業委員の改選に伴い、農業委員、推進委員の方々、15名の方々が交代になります。それを思うと、非常にさみしく思うところがございます。あとは、ひと月あまり残された時間を、皆さんと大切に過ごすことを考えるところがございます。各委員の皆様方も、ちょっとそういう思い、あると思います。3年間、農業委員会をやって、私は、多分、ここで終わる方も、いろいろな思い出、たくさんあると思います。辞めた後は、健康に気を付けて、家業に励んでもらいたいと思います。

それでは、今月の案件は、農地法第3条、5条本体で8件、その他議案4件が提出されております。

慎重審議をお願いし、開会の挨拶とします。

ただいまの出席農業委員は11名全員ですので、この総会は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員の出席委員は15名です。

なお、推進委員の寺嶋委員及び石井委員より欠席の連絡がありました。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いします。

小川事務局長、お願いします。

○小川事務局長

それでは、会務報告をいたします。

5月10日水曜日、午後1時30分から、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第1班、長野班長、佐伯委員、古市委員で実施いたしました。

5月19日金曜日、午後1時30分から、同じく転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員、円城寺委員で実施いたしました。

5月30日火曜日、午後1時30分から、同じく転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、山本重文班長、今関委員、円城寺委員で実施いたしました。

6月1日木曜日、午前10時から、産業まつり実行委員会を市役所第1会議室で開催し、岩品会長、貫井副会長が出席いたしました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。今月は、議席番号1番、山本重文委員、2番、

佐伯委員にお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤副主幹

それでは、議案書3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、八街字前原及び鳴沢台地先、地目、畑、面積991平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積2,653平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大するため。義務者事由、相続財産清算案件による不動産売買。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第1号1番について、浅羽委員、調査報告をお願いします。

○浅羽委員

それでは、議案第1号1番、農地法第3条の許可申請について、調査結果を報告します。

当該申請は、農業経営の規模を拡大するための申請です。

申請地につきましては、榎戸駅より南に約700メートルの位置にあります。境界は、コンクリートの境界杭が打ってあります。現況ですけれども、権利者が義務者より借り受け、耕作を継続しております。ただし、この案件につきましては、義務者が亡くなっており、相続財産清算案件という形になります。進入路は権利者の耕作地と地続きのため、進入路に関しては何ら問題ないものと思われれます。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者が所有する主な農機具は、トラクター3台、普通トラック1台、収穫機が2台です。労働力につきましては、本人、従事日数300日、配偶者、従事日数250日、季節雇用といたしまして2名、従事日数230日であります。技術力についても問題なく、年間150日以上農業従事日数要件を満たしております。また、過去3年間において、農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はなく、周辺の地域において、農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障はありません。

その他の事項につきまして、営農計画は落花生、ニンジンを作付ける予定であります。通作距離は自宅から申請地まで約300メートルほどであります。徒歩で5分ほどです。

なお、以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請を含めた全ての農地について、効率的に利用することと認められます。以上のことで、本案件は、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しておりませんので、何ら問題ないものと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第1号1番を許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

及川副主幹、お願いします

○及川副主幹

それでは、4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積271平方メートルほか2筆、計3筆の合計853平方メートル。転用目的、宅地分譲(3区画)用地。転用事由、宅地分譲(3区画)の造成、販売です。農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号2、区分、売買、所在、朝日字竹里地先、地目、畑、面積991平方メートル。転用目的、特定建築条件付売買予定地(3棟)用地。転用事由、特定建築条件付売買予定地(3棟)の造成・販売です。農地の区分は、農用地区域内にある広がりのある農地で、第1種農地と判断されます。

なお、本申請地に入出入りするには、接道する八街市道のガードレールの撤去について、道路法に基づく調整が必要になりますので、その旨、意見を付すことが妥当と思われま

す。本案件について補足説明させていただきます。他市等では珍しくないのですが、本市では初めての転用目的である特定建築条件付売買予定地について説明いたします。従来、宅地を造成し、住宅を建築した上で、土地及び建物を一体的に売却する場合に限り、農地転用が認められていました。これはいわゆる建売分譲住宅です。しかしながら、近年、住宅について、デザインや家族構成を踏まえた間取り等のニーズが多様化しました。このような状況を踏まえ、平成31年3月29日付で、農林水産省農村振興局長からの通知により、一定要件を満たす場合には、建築条件付で土地を売買するケースであっても、転用が認められることとなりました。

この建築条件付売買予定地の意味合いですが、宅地造成後の土地購入者に売買するにあたり、権利者と土地購入者との間において、一定期間内に権利者、または権利者が指定する建設業者と建設する住宅について、建築請負契約することを条件に、土地購入者に所有権移転することとなっております。建築条件付売買予定地として農地転用許可を受けようとする場合には、3

つの要件を満たす必要があります。1、権利者と土地購入者が売買契約をするにあたり、一定期間内、これは概ね3か月以内です、に建築請負契約を締結すること。2、一定期間内に建築請負契約を契約しなかった場合には、売買契約が解除されることが契約書において規定されていること。3、権利者は、当該許可申請に係る土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかつた残余の土地に、自ら住宅を建築することの要件です。これらの要件を満たすか否かについては、添付書類である契約書の案及び誓約書により確認を取っております。また、本申請には、住宅3棟分の土地利用計画図、建築平面図、見積書、残高証明書等の添付が必須であり、最終的に販売することができなかつた場合に、自ら建築販売する際の事業計画及び資力信用についても審査をしております。

補足説明は以上です。

続きまして、番号3、区分、売買、所在、八街字長谷地先、地目、畑、面積7,343平方メートル。転用目的、宅地分譲(32区画)用地。転用事由、宅地分譲(32区画)の造成・販売です。農地の区分は、用途地域内の第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

なお、申請に係る全体事業面積が7,343平方メートルとなっております。よって、本件は1,000平方メートル以上の土地に対する造成行為となり、これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要になりますので、その旨、意見を付すことが妥当と思われま

す。番号4、区分、売買、所在、富山字富山地先、地目、畑、面積7,022平方メートルのうち331平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、借家に居住しているが、将来的な母の介護を考慮し、当該申請地にバリアフリーの専用住宅を建築し居住したいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号5、区分、売買、所在、八街字追分台地先、地目、畑、面積296平方メートル。転用目的、建売分譲住宅(1棟)用地。転用事由、建売分譲住宅(1棟)の建築、販売というものです。農地の区分は、用途地域内の第1種住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号6、番号7は関連しておりますので、一括してご説明いたします。番号6、区分、一時転用、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積693平方メートルのうち0.41平方メートルほか1筆、計2筆の合計0.82平方メートル。転用目的、営農型太陽光発電設備用地。

番号7、区分、所在、地目、同じく、面積719平方メートルのうち0.35平方メートル。転用目的、同じです。転用事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域にある農地に該当します。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号1番から4番について、繁田委員、調査報告をお願いします。

○繁田委員

議案第2号1番、農地法第5条の規定による許可申請について、調査報告します。

まず、立地基準ですが、市役所より北東方向約1キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されています。農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、本申請は、宅地分譲(3区画)用地です。計画面積は853平方メートルであり、面積妥当と思われます。次に、資金の確保につきましては、自己資金で賄う計画です。

申請地には、小作人等の権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接地との境界をブロック積みし、土砂等の流出を防ぐ計画となっており、周辺農地の営農条件へ支障を来すことはないと思われます。

事業計画では3区画とも敷地のみ販売を行うということです。権利者は不動産を営んでおり、必要性も認められ、併せて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

続きまして、議案第2号2番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告します。

まず立地基準ですが、市役所より北東方向へ約1.5キロメートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針26ページ、②の①に該当するため、第1種農地と判断しました。第1種農地の場合、事務指針30ページ②の③の(エ)による例外に該当します。

次に一般基準ですが、本申請は特定建築条件付売買予定地(3棟)用地です。面積は991平方メートルであり、面積妥当と思われます。次に、資金の確保につきましては、借入金で賄う計画です。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、申請地内をブロック積みし、土砂等の流出を防ぐ計画となっており、隣接農地所有者へ事業計画について説明し、了承しているとのことですので、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないと思われます。用水は市営水道、雨水は敷地内にて浸透処理、汚水は合併浄化槽を設置し、市道の既存施設に接続し、放流するとのことです。

権利者は不動産を営んでおり、許可後、速やかに事業を実施するものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われます。

続きまして、議案第2号3番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告します。

まず立地基準ですが、市役所より北東方向約750メートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページ、④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、本申請は宅地分譲(32区画)用地です。計画面積は7,343平方メートルであり、都市計画法との調整が条件となります。次に、資金の確保につきましては、

自己資金で賄う計画です。申請地には、小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接地との境界をブロック積みし、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。また、隣接農地はありません。用水は市営水道、雨水は既設市道側溝に放流し、汚水雑排水は既設汚水本管に接続し放流する計画です。

権利者は宅地建物取引業を営んでおり、実績からも必要性を認められ、併せて、許可後速やかに事業を実施するものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。続きまして、議案第2号4番、農地法第5条の規定による許可申請について調査報告します。

まず立地基準ですが、市役所より北西方向約1.4キロメートルに位置し、位置指定道路により進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に一般基準ですが、本申請は当該申請地を譲り受け、専用住宅を建築し居住するというものです。面積は331平方メートルであり、面積妥当と思われま

す。次に、資金の確保につきましては、借入金で賄う計画です。申請地には、小作人等権利移転に対して支障となるものはありません。

また、隣接地との境界をブロック積みし、土砂等の流出を防ぐ計画となっており、周辺農地の営農条件へ支障を来すことはないと思われま

す。事業計画では、用水は井戸、雨水は敷地内浸透、雑排水は浄化槽処理後、側溝へ放流する計画です。

権利者は現在借家に居住しています。将来、母親の介護を考慮したバリアフリーの居宅を建築したいとの理由もあり、必要性も認められ、併せて、許可後速やかに事業を行うものと判断

しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号5番について、糸久委員、調査報告をお願いします。

○糸久委員

議案第2号5番について、調査結果を報告いたします。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅より東方向へ約1.5キロメートルに位置しております。進入路は八街市道から位置指定道路により確保されております。位置指定道路の持分は取得済みだそうです。農地性としては、第1種住居地域内にある生産性の低い農地で、事務指針28ページ、④の⑤の(ウ)に該当する第3種農地として判断いたしました。

一般基準ですが、権利者が申請地296平方メートルを取得して、建売分譲住宅1棟、建物80平方メートルを販売するもので、面積は妥当と思われま

す。申請地を選んだ理由については、居住環境がよく、当社建売住宅地の隣接など、販売に都合がよいこと。

造成計画は現在の地盤を切り盛りして造成し、外部から土砂を搬入する埋立工事は行わない

とのこと。通勤通学時の時間帯には資材の搬出入は行わない。周囲をブロックフェンス等で囲い、土砂等の流出を防止する。隣接農地所有者には状況を説明して了解を得ております。

資金は自己資金、事業計画は、用水は公営水道、生活排水は公共下水道、雨水は宅地内処理です。

申請地には、権利移転に対して支障となるものはありません。

権利者は、県内で不動産販売業をしており、実績からも必要性は認められ、許可後、速やかに実施するものと思われま

す。これらのことから、立地基準、一般基準ともに、何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に議案第2号6番、7番について、望月委員、調査報告をお願いします。

○望月委員

議案第2号6番、7番については、同一状況のため、一括して調査結果を報告します。

まず、立地基準ですが、申請地は八街市役所から西へ約3キロメートルに位置し、八街市道からの進入路は確保されています。

農地区分としては、6、7番ともに、農振農用地です。申請は営農型太陽光発電設備用地ということで、支柱部分の一時転用であることから、農振農用地の場合の事務指針29ページ、①の㉔による例外に該当します。

次に、一般基準ですが、当申請は、令和2年6月26付で許可されたものを継続するものです。耕作物はヒサカキで、現場はまだ育成中で、除草等しっかり管理されており、耕作者が引き続き営農に当たるということから、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号1番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番は許可相当に決定します。

次に、議案第2号2番を道路法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第2号3番を都市計画法との調整を条件に許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番は条件付き許可相当で決定します。

次に、議案第2号4番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号5番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番は許可相当で決定します。

次に、議案第2号6番、7番を許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番、7番を許可相当で決定します。

次に、議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付についてを議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、井口委員が議事参与に該当するため、井口委員、退席願います。

(井口委員退席)

○岩品会長

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書6ページをご覧ください。議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付についてご説明いたします。

相続税の納税猶予制度は、終身、農地を耕作することを条件として、一定の要件を満たした場合に相続税の納税が猶予される制度で、農地の細分化防止や農業後継者の確保を目的として設けられております。相続税の納税猶予を受けようとする場合は、申告期限内に税務署へ申告の提出が必要となります。申告の際、農業委員会の証明する相続税の納税猶予に関する適格者証明が必要となります。本件は、相続税の納税猶予を受ける者が、申告期限までに農業経営を開始し、その後も、引き続き農業経営を行うと認められるかを判断するものです。

番号1、所在、八街字北四番地先、地目、畑及び宅地現況畑、面積、355平方メートルほか9筆、計10筆の合計面積1万9,974.90平方メートル。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の糸久委員、調査報告をお願いします。

○糸久委員

議案第3号1番、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付に係る調査結果について報告いたします。

申請地は、JR八街駅より西に約1キロメートルに位置しております。境界には石杭が入っております。現在、畑には野菜等が栽培されている状態であります。進入路は八街市道により確保されております。

次に、権利者の所有している主な農機具は、トラクターが3台、耕耘機が2台、トラックが1台で、労働力は、相続人、妻、子で、年間作業従事日数は、相続人が350日、妻が350日、子どもが300日です。また、技術力については、農業に長年従事しており、技術力はかなりあると思われます。その他参考になる事項として、営農計画は葉物野菜等を中心に作付するそうです。

以上の内容を踏まえ、相続人に確認したところ、今後も引き続き農業を続けていくとのことでありましたので、何ら問題はないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

どうぞ、藤崎委員。

○藤崎委員

ちょっと納税猶予についての説明をお願いしたいんですけど。相続人が、次、せがれさんがやると思うんですけど、それに相続するという場合はどうなるんですか。この猶予というのは、税金を納めないで、国に対して猶予してもらっているということになりますよね。そういう場合はどうなるのか、ちょっと教えてください。

○齋藤副主幹

質問としては、息子さんのお話でよろしいですか。

○藤崎委員

税金を納めずに、国から猶予してもらっているという段階で、それはいつまでの期限というか。

○齋藤副主幹

猶予される期限。猶予される期限は、相続人が亡くなるまで。

○藤崎委員

亡くなるまで猶予される。

○齋藤副主幹

終身、農業の経営をしていただくことで、納税猶予を受けられます。

○藤崎委員

もし売ったら、猶予分は加算税がついて、支払いをするという考えでよろしいんですか。

○齋藤副主幹

そうですね。納税猶予を受けている土地につきまして、売却した場合には、その分の延滞金を払っての支払いとなります。ただ詳細につきましては、管轄としては税務署の管轄になりますので、詳しいところは税務署の方にご確認いただきたいと思いますと考えております。

○藤崎委員

分かりました。ありがとうございます。

○岩品会長

ほかにごございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第3号を交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第3号は交付することに決定します。

井口委員、着席願います。

(井口委員着席)

○岩品会長

それでは次に、議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書7ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画(案)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和5年5月17日付けで八街市長から、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、榎戸字上地先、地目、畑、面積1,738平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定です。

番号2、所在、榎戸字大山地先、地目、畑、面積1,239平方メートル。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年、再設定です。

番号3、所在、八街字松林地先、地目、畑、面積1万6,529平方メートルのうち5,000平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は3年、新規です。

番号4、所在、朝日字松里地先、地目、畑、面積706平方メートルほか5筆、計6筆の合

計面積4, 786平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は10年、新規です。

番号5、所在、八街字桃園地先、地目、畑、面積5, 989平方メートルのうち5, 361平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積7, 143平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は2年、新規です。

番号6、所在、上砂字沢見作地先、地目、畑、面積991平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

番号7、所在、上砂字沢見作地先、地目、畑、面積991平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は5年、再設定です。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第4号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号は承認することに決定します。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の承認について(農地中間管理事業)を議題とします。

事務局、説明願います。

○齋藤副主幹

議案書9ページをご覧ください。議案第5号、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、令和5年5月17日付けで八街市長から、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定において、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字立合松北地先、地目、山林現況畑、面積5, 424平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から5年、令和10年6月10日まで、再設定です。

番号2、所在、八街字鳥羽台地先、地目、畑、面積1, 983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万1, 548平方メートル。利用権の種類は賃借権、期間は認可の公告日から5年、令和10年6月10日まで、再設定です。

ただいまご説明いたしました番号1、2の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号を承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は承認することに決定します。

次に、議案第6号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。

事務局、説明願います。

齋藤副主幹、お願いします。

○齋藤副主幹

議案書10ページ、議案第6号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

お手元の資料で、別紙5と書かれた資料をご用意ください。

農業委員会の事務の情報公開につきましては、従来から審議の透明性を図るということから、総会の議事録を作成し、これを縦覧に供さなければならぬとしてきたほか、農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手の集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページにて公表していたところでございます。今回、農業委員会に定められた事務が見直され、農地等の利用の最適化の推進状況、その他の農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、6月までに公表した内容についてはインターネット等で公表することが、令和4年2月2日付で農林水産省経営局長及び同農地政策課長から通知がありました。

それでは、お手元の別紙5をご覧ください。

1番、農業委員会の状況につきましては、前年度目標設定を行った時点の令和4年4月1日現在の状況が記されております。

続きまして、次ページの2、最適化活動の実施状況の1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、③実績につきましては、新規集積面積32ヘクタール、今年度末の集積面積累計1,108ヘクタール。今年度末の集積率32.4%、目標に対する達成状況は80.3%となりました。農業委員会の点検結果については、委員の日々の活動により、集積面積の拡大を行いたいと考えております。

(2)遊休農地の発生防止、解消、③実績につきましては、緑区分の遊休農地の解消面積は0.4ヘクタール、達成状況は0.2%です。④その他については、令和4年度に実施した農地の利用状況調査の結果となっております。一号遊休農地は92.7ヘクタールあり、うち緑区分の遊休農地が4.8ヘクタール、黄色区分の遊休農地が87.9ヘクタールとなっております。

その後、所有者に農地利用意向調査を実施いたしました。

農業委員会の点検結果としては、緑区分の解消以外にも、黄色区分についても農地の貸借等により、遊休農地の減少を行ったところでございます。

(3) 新規参入の促進、③実績につきましては、参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積はありませんでした。参考として、令和4年度中の参入経営体は5経営体、取得農地面積は4.6ヘクタール、農業委員会の点検結果としては、調査委員会等の際に、新規営農者へアドバイス等を行った。

続いて2、最適化活動の活動目標、(2)活動強化月間の設定、②実績については9月に遊休農地の発生防止、解消のためのパトロールを実施したということ、10月、11月については、年金加入の強化月間で回ったときに、併せて、農地の集積について話をしたということで記載いたしました。

(3) 新規参入相談会については、日程が合わず、実施できませんでした。

目標の達成状況の標語については、目標に対して期待をやや下回る結果となった。

続いて3、事務の実施状況につきましては、1、総会、部会の開催実績、2、農地法第3条に基づく許可事務、3、農地転用に関する事務、4、違反転用への対応について記載しております。

以上の内容について、インターネットへの公表について承認を求めるものです。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号を公表することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第6号は公表することに決定します。

本日の議題審議は全て終了しました。

事務局にお返しします。

○小川事務局長

閉会を宣す。(午後4時20分)

議事録署名人

議 長

1 番

2 番